

宍粟市幼保一元化の推進に関する意見・提言書

宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会

平成24年12月12日

はじめに

近年、少子化や核家族化等の進行などを背景に社会情勢が大きく変化するなか、子どもを取り巻く環境が大きく変わり、保護者が望む就学前の幼児に対する教育・保育や子育て支援についても多様化してきている。

こうした背景をふまえ宍粟市では、「すべての子どもの教育・保育の充実」「すべての子どもと家庭への支援」「地域における子育て支援」に取り組むために、これまでの制度の中で位置づけられてきた教育と保育の枠組みでは対応できない、新たなしくみが必要であると考え、幼保一元化を推進することとし、平成21年8月に「宍粟市幼保一元化推進計画」が策定された。

今までの市が行ってきた地域や保護者への説明等において、幼保一元化の必要性については、一定の理解は得つつも、その推進の方法については地域、保護者及び関係者の理解が今後の解決すべき課題となっている。

こうした経緯を踏まえ、市のこれからの就学前教育・保育のあり方や目指す子どもの姿等を示す「しそうこども指針（案）」また、認定こども園運営のあり方などについて、当委員会で検討、協議し取りまとめたので、ここに提言する。

この提言をふまえ、市の就学前教育・保育環境の充実に生かすと共に、市民や関係機関等と行政が一体となった取り組みをお願いする。

1. 委員会の設置の経緯

当委員会は、市における幼保一元化を推進する上での諸課題、とりわけ、今後の就学前の教育・保育のあり方、認定こども園運営のあり方や市が目指す子ども像を示す「しそうこども指針（案）」を検討するため、地域住民代表、保護者代表をはじめ、様々な立場や関係者25名を委員として設置された。

参照：「宍粟市就学前の教育保育を推進する委員会要綱」
「宍粟市就学前の教育保育を推進する委員会名簿」

2. 検討・協議の概要

市が策定している、「宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針」及び「宍粟市幼保一元化推進計画」を基本に、認定こども園を推進する中での諸課題を検証・検討し望ましい推進ができるよう協議・検討をしてきた。

しそうこども指針（案）の策定も含め、課題が多岐にわたっているため、3つの部会を設置し、それぞれ課題を提起し、各委員に検討・協議をお願いした。

各部会で検討・協議した結果等を全体委員会で報告・議論し、意見・提言を取りまとめた。

- * 全体委員会・・・5回開催
- * 部会の設置・・・しそうこども指針（仮称）策定・検討部会 4回開催
 - 教育・保育の質の向上・充実検討部会 4回開催
 - こども園の運営のあり方検討部会 4回開催

参照：「委員会開催一覧」

3. 検討課題及び意見・提言

1. しそうこども指針（素案）の策定について

幼稚園では幼稚園教育要領、保育所においては保育所保育指針を基本として、それぞれ教育・保育が実施されている。

今後、義務教育への円滑な移行や「生きる力の基礎」の育成が重要となってくることから、市内の就学前の全ての子どもが等しく教育・保育を受けるしくみが必要となってきた。

幼稚園教育要領、保育所保育指針を基本としながらも、宍粟の子どもの将来像を示し、家庭と地域、教育・保育関係者等が一体となった取り組みを推進する必要がある。

【委員会、部会での主な意見】

- * 指針はできるだけ分かり易いものにして、幼稚園、保育所等の関係者だけでなく、地域の人や保護者に関心を持ってもらって、一緒に子育てを考えてもらえるようなものにしたい。
- * 子育て支援の観点から、教育は「第一義的な責任は家庭」という基本を記述するほうが良い。
- * 最近の子どもの実態として、規範意識が低いことがあげられる。ルールを守るとか、我慢するといったことも必要である。
- * 3歳児の幼児教育も大切なこと。認定こども園を整備し教育・保育の向上を目指していくなら、宍粟市の目指すこども像には、3歳児からの幼児教育を基本施策として新たに入れてもらう。
- * 「乳幼児の発達全体の像」を示す「0歳から5歳児までの発達の特徴と育ちの連続性」のようなものも別途示していけばどうか。

【意見・提言のまとめ】

少子高齢化や核家族化の進展等により子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなど、こうした背景や課題を踏まえ、市が目指す子ども像について議論を深める中で、教育は第一義的な責任は家庭である事を基本として、子育て力の更なる充実を図ることが大切であることや教育・保育施設においては、3歳からの全ての子どもに対する集団を通じた幼児教育の充実を図ることが必要であるとの確認を行った。

また、最近の子どもの現状として、様々な環境が要因として規範意識の低下がみられることから、特に、ルールを守る、我慢をすることなども目指す子ども像に含まれるようにした。

加えて、義務教育への滑らかな接続をしていくために、発達や学びの連続性を大切に、子ども同士のふれあいや職員間の相互理解、合同研修会や情報共有など積極的な連携を図り一貫したねらいをもった取り組みを基本施策の一つとしている。

以上、詳細は別紙「しそうこども指針（案）」に掲げているとおりであるが、当指針が、教育・保育関係者のみならず、保護者や地域にも関心を持って頂き、一体となった子育ての取り組みを展開していく事が大切であることを申し添え、提言とする。

また、今後、当指針（案）とは別に、「0歳から5歳児までの発達の特徴と育ちの連続性」を作成し、教育・保育の質の向上・充実と共に、家庭の教育力向上の支援を図ることも検討されるよう、併せて提言する。

2. 今後の就学前の子どもの教育・保育の質の向上・充実に求められるもの

単に現行の幼稚園の良いところ、保育所（園）の良いところを兼ね備えた認定こども園ではなく、しそくこども指針（案）で示すこども像の実現を目指し、新たなしくみ（＝認定こども園）として、より良い教育・保育の環境の中で教育・保育の質の向上、充実に図るためには、何が課題で、その課題を克服するためには何を求めるのかを整理した。

【委員会、部会での主な意見】

- * 子どもの少ない園所では、遊び方も違う。それぞれ子どもにとって遊びの選択肢がなくなることがあったり（誰かに合わさなければならない）、一方では、遊具やおもちゃが豊富にあり、譲り合いをしないということもある。
- * 採算の合わない地域でもきっちりと通園できる支援が必要である。
- * 将来穴栗を担う子どもたちのためには、予算を惜しむことなく注ぎ込んでほしい。
- * 他市の認定こども園では、園長と主任のみ正規職員で他は臨時職員というところもある。穴栗市はそうならないようにしなければならない。
- * 保育所は勤務時間が変則であり、毎日、交代で週休をしている。その中で全員が集まり研修がしにくい状態がある。
- * 特別支援を要する子は、主に公立に入所している。民間でも受け入れる園はあるが、（人的な面を含め）難しい。
- * 就学前の幼児や乳児は親とのスキンシップや愛情が必要である。また、しつけや基本的な生活習慣を身につけさせるには、幼児期の家庭教育が大きな役割を果たす。
- * 子どもが少なくなっている地域では、自治会や老人会等（地域）で子どもを見守ってほしいという思いがある。
- * 民間のこども園と公立の小中学校の先生の交流や合同行事、授業ができるなら素晴らしいこと。穴栗市すべての認定こども園が民間になるまで、公立も民間もまったく差のない交流を約束してほしい。
- * 研修は余力があって初めて可能。研修に参加するための配置が可能となるようなサポートを市がしてほしい。
- * 保育者、教育者は（人間の基礎を育てていく上で）個人の人格と自己研修する意欲のある人が重要である。

【意見・提言のまとめ】

全ての子どもに等しく教育・保育を提供していくための新たなしくみとして、市においては、認定こども園を目指している。

その新たなしくみに求められるものは、幼稚園、保育所が培ってきた教育・保育を基本として、更に充実した環境下において、市が目指す子ども像を実現できる体制を構築することが必要である。そのためには、市の責任においてそれを保障していくことは言うまでもなく、保護者、地域、運営主体、行政が一体となった取り組みのもとに実現するものである。

別添「認定こども園における教育・保育の質の向上・充実にためのしくみ（案）」を取りまとめたので、その掲げる項目の実現を前提として、今後の幼保一元化の推進を図られたい。

3. こども園の運営のあり方について

幼保一元化については、持続可能な地域社会の創造を目指し、「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本として推進することとしている。

より良い認定こども園の運営を実施するため、運営の担い手と保護者、地域及び行政が新たな仕組みづくりや運営手法を構築することにより、認定こども園の運営に対する保護者等の不安を解消し、円滑な認定こども園への移行を図る必要がある。

【委員会、部会での主な意見】

- * この法人に任せたら大丈夫というようなガイドラインなり基準やルールを作っていないといけない。受け手となる法人も受け入れられること、そうでないこともあるだろう。例えば、選定委員会などを作って選定し決めていくべきと思う。
- * 市が幼児教育や保育について手を引いて本当にやっていけるのだろうか。市が指導に入り、本当に中身を変える指導ができるのだろうかという疑問がある。
- * 保育所では途中入所に対応するための保育士確保が難しい。人員が不足すると研修に参加することも困難になる。人員をしっかりと確保し、働きやすい環境整備が必要である。
- * 特別支援が必要な児童の受入れもきちんとしなければならぬ。入所や児童募集のところにも市が関わる必要があるのではないか。

【意見・提言のまとめ】

子どもにとってより良い教育・保育の環境整備のため、市は幼保一元化を推進することとしており、持続可能な地域社会の創造を目指すことから「民間にできるものは民間に委ねる」ことを基本としている。

この基本の理解を求めるには、今までの保護者や地域の意見、当委員会委員の意見等踏まえ、公立幼稚園、公立保育所で培ってきた教育・保育を円滑に引き継ぐための基準や保護者、地域、運営主体及び行政が一体となった関わりの方策等を明確に示すガイドラインが必要であるとの結論を得、別添に示す「**中央市認定こども園運営ガイドライン(案)**」を取りまとめたので、ここにその仕組みが十分に機能するよう、市の責任において推進されるよう提言する。

4. 総括

【保護者、地域、運営主体及び行政が一体となった教育・保育の推進】

市が平成21年8月に策定した「幼保一元化推進計画」の実現に向けた今までの取り組みの中で、保護者や地域で十分に理解を得られなかった。

こうした経緯をふまえ、今後、幼保一元化を推進していくための諸課題やその解決に向けた新たなしくみの具体を検討し、保護者、地域の理解を深め、行政と一体となった推進が必要であるとの見地から、宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会が設置された。

宍粟の子どもにとってより良い環境は何かを念頭に、われわれ委員は諸課題について協議・検討を重ねてきた。その議論の中では、幼保一元化について、様々な意見が出た。

それぞれ諸課題の具体は前述の意見・提言のとおりであるが、特に、今まで、運営主体が公立なのか私立なのかという議論において、保護者、地域と行政の相対する構図が築き上げられてきたように感じざるを得ない。

これら経緯や諸課題をふまえると、今後においては、保護者、地域、運営主体及び行政の四者が一体となった教育・保育を推進するための新たなしくみと手法の構築が必要であり、四者がそれぞれの責任において、子どものためのより良い教育・保育の環境を保障していくよう連携強化が不可欠であると考えます。

市はこの意見・提言をふまえ、市が目指す子ども像の実現に向け果敢な努力をされることを期待し、委員会の総意として意見・提言の総括とする。

教育委員会告示第5号

宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会要綱

(設置)

第1条 宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針及び宍粟市幼保一元化推進計画を踏まえ、宍粟市の就学前の教育と保育のあり方や目指す子ども像の方針を示す指針（以下「こども指針」という。）の策定及び宍粟市のより良い幼児教育及び保育のあり方の推進方策等に関し必要な事項を協議するため、宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) こども指針の策定に関する事。
- (2) 今後の就学前の教育と保育の充実に向けたあり方に関する事。
- (3) 就学前の子ども及び子育て支援に関する事。
- (4) その他幼児教育及び保育のあり方に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 就学前の子どもの保護者の代表
- (3) 幼児教育、保育等関係機関の代表
- (4) 市内の企業の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、推進委員会が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、有識者等の助言及び関係者の出席を求め、その意見を

聞くことができる。

(部会)

第7条 推進委員会に、専門の事項について協議、調整等を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、幼保一元化担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「就学前の教育・保育を推進する委員会」構成委員

区 分	氏 名	役職等	備考
学識経験者	横 川 和 章	兵庫教育大学教授	会長
	森 桂 子	市内幼稚園長経験者	
	小 林 里 美	市内幼稚園長、保育所長経験者	
地域住民代表	久 保 光 生	自治会代表	
	勝 部 久 和	自治会代表	
	阪 元 晃	自治会代表	
	田 住 武 久	自治会代表	副会長
	助 光 和 雄	まちづくり協議会連絡会代表	
保護者代表	宮 所 信 子	小学校PTA副会長	
	井 上 美由紀	幼稚園PTA副会長	
	松 本 貞 人	小学校PTA副会長	副会長
	前 田 和 哉	幼稚園PTA会長	
	船 積 靖 明	保育園保護者会副会長	
	春 名 與四生	保育園保護者代表	
企業等代表	長 田 博		
	上 野 智 也		
	堂 田 雅 善		
幼児教育・保育 等関係者	林 富佐子	小学校長	
	菟 場 幸 子	幼稚園長	
	船 曳 由 紀	保育所長	
	畑 尾 浩 弥	私立認可保育園 保育所長	
	道 上 功 子	子育て支援センター	
	山 田 和 正	兵庫県保育協会宍粟支部代表	
市民の代表 (公募委員)	藤 木 茂		
	小 野 嘉 昭		

「就学前の教育・保育を推進する委員会」専門部会構成員

【こども指針（仮称）策定・検討部会】

氏 名	氏 名
横 川 和 章	林 富佐子
勝 部 久 和	菟 場 幸 子
前 田 和 哉	畑 尾 浩 弥
春 名 與四生	道 上 功 子

【教育・保育の質の向上・充実検討部会】

氏 名	氏 名
松 本 貞 人	井 上 美由紀
小 林 里 美	船 曳 由 紀
阪 元 晃	山 田 和 正
船 積 靖 明	藤 木 茂

【こども園の運営のあり方検討部会】

氏 名	氏 名
田 住 武 久	長 田 博
森 桂 子	上 野 智 也
久 保 光 生	堂 田 雅 善
助 光 和 雄	小 野 嘉 昭
宮 所 信 子	

委員会開催一覧表

【全体会議】

月 日	曜日	時間	場所	内容等	備考
H24 2月26日	日	14:00 ～15:45	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長、副会長選任 ・幼保一元化の経緯、経過説明 ・今後の進め方 	
3月29日	木	19:30 ～21:20	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の概要 ・課題整理 	
5月10日	木	19:30 ～21:50	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・課題整理 ・部会の設置 	
11月5日	月	19:30 ～21:50	市役所3階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会検討、協議状況 ・今後の進め方 	
12月4日	火	19:30 ～21:00	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会最終報告 ・意見、提言の取りまとめについて 	

【部会：しそうこども指針（仮称）策定・検討部会】

月 日	曜日	時間	場所	内容等	備考
H24 6月21日	木	19:30 ～21:05	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長、副部会長選任 ・検討項目について 	
8月1日	水	19:30 ～21:20	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・こども指針（仮称）の名称について ・こども指針（たたき台）の内容検討 	
9月18日	水	19:25 ～21:05	市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・こども指針（たたき台）の内容検討 	
11月15日	月	19:00 ～20:30	市役所5階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・こども指針（案）の最終取りまとめ 	

【部会：教育・保育の質の向上、充実検討部会】

月 日	曜日	時間	場所	内容等	備考
H24 6月27日	水	19:30 ～21:15	市役所3階 庁議室	・部会長、副部会長選任 ・検討項目について ・幼稚園、保育所の現状について	
8月 9日	木	19:30 ～21:05	市役所4階 会議室	・幼稚園、保育所の現状について ・認定こども園における教育・保育を提供する環境、内容等について	
9月25日	火	19:30 ～21:20	市役所3階 庁議室	・認定こども園における教育・保育を提供する環境、内容等について	
11月16日	金	19:00 ～21:30	市役所5階 会議室	・認定こども園における教育・保育の質の向上・充実のためのしくみ(案)最終取りまとめ	

【部会：こども園の運営のあり方検討部会】

月 日	曜日	時間	場所	内容等	備考
H24 6月28日	木	19:30 ～21:20	市役所3階 庁議室	・部会長、副部会長選任 ・検討項目の洗い出しについて ・質が高く持続可能な認定こども園、安全で安心な認定こども園に向けた仕組みづくりについて	
8月 2日	木	19:30 ～21:20	市役所4階 会議室	・認定こども園の施設要件について ・認定こども園における教育・保育の内容について	
9月24日	月	19:30 ～21:15	市役所4階 会議室	・ガイドライン(案)の骨子、内容等について	
11月14日	水	19:00 ～21:00	市役所4階 会議室	・ガイドライン(案)の最終取りまとめ	